

官報 号外

昭和五十二年五月十三日

第八十回国 衆議院会議録 第二十六号

昭和五十二年五月十三日(金曜日)

議事日程 第二十一号

昭和五十二年五月十三日

午後一時開議

第一 獣医師法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 獣医師法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三分開議

○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

○議長(保利茂君) お諮りいたします。

参議院から、内閣提出、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案が回付されました。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(保利茂君) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案の参議院回付案
〔本号末尾に掲載〕

○議長(保利茂君) 採決いたします。
本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、参議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 獣医師法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第一、獣医師法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長金子岩三君。

獣医師法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔金子岩三君登壇〕

○金子岩三君 たいだいま議題となりました獣医師法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、獣医師が具有すべき知識及び技能の水準を高め、かつ、これを多様化することが要請されている現状にかんがみ、獣医師の資質の向上を図るため、獣医師国家試験の受験資格を、大学において獣医学の正規の課程を修めて卒業し、かつ、大学院において獣医学の修士の課程を修了した者に引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、四月十二日に政府から提案理由の説明を聴取し、五月十一日に賛成を行い、同日質疑を終了、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付けられました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第二、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長野呂恭一君。

〔野呂恭一君登壇〕

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○野呂恭一君 たいだいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最近のわが国経済は、内外における著しい経済環境の変化に対応して、安定成長経済へ移行しよりといたしておりますが、今後わが国経済のより一層の発展を図るためには、公正かつ自由な競争を促進して自由経済に活力を与えることが必要となっております。

本案は、このような背景のもとに提案されたものであり、その主な内容は、

第一に、不当な取引制限等をした事業者に対し、課徴金を国庫に納付することを命ずる制度を新設すること、
第二に、公正取引委員会は、事業者に対し、違

反行為によって生じた影響を排除するためにとる具体的措置の内容の届け出等を命ずることができるとし、既往の違反行為に対しても必要な措置を命ずることができること、

第三に、独占的狀態が生じた場合における競争回復のための措置に関する制度を新設し、一定の規模以上の事業分野において、一定の市場構造があり、価格、利益等の面で弊害があるときは、営業の一部の譲渡その他必要な措置を命ずることができると、

第四に、大きな規模の事業会社について、資本金または純資産額を超える株式保有を制限するとともに、金融会社の株式保有限度を五割に引き下げること、

第五に、高度寡占業種における同調的な価格の引き上げについて報告を求める制度を新設するとともに、国会に対する報告にその概要を示すものとする、

第六に、審判手続及び訴訟に関する規定を整備するとともに、違反行為に対する罰則を強化すること等であり、

本案は、四月十二日当委員会に付託され、四月十四日藤田総務府総務長官から提案理由の説明を聴取し、以来、学界、産業界、労働界などから二回にわたり参考人の意見を聴取する等、慎重に審査を重ね、昨十二日質疑を終局いたしましたところ、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブの五党共同提案に係る修正案が提出されました。

修正案の内容は、公正取引委員会が、事業者に対し、違反行為によって生じた影響を排除するためにとる具体的な措置の内容の届け出及び当該具体的な措置の実施状況の報告を命ずることができるとの規定を削除することであり、

かくして、採決の結果、本案は全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、

公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブの五党共同提案に係る附帯決議が付けられました。

その内容を要約して申し上げますと、一般消費者の利益を確保するとともに、企業の活力を高め、国民経済の民主的で健全な発達を図るため、公正かつ自由な競争を促進することが重要であることにかんがみ、

独禁政策と産業政策の位置づけを明確にし、これらの関連に十分配慮しつつ、その運用を図ること、

独占的狀態に関する規定の運用に当たつての經濟部の調査権の行使については、正当な企業活動を萎縮させることにならないよう慎重を期すること、

価格の同調的引き上げに関する報告の徴収に当たつては、正当な企業活動を阻害することがないよう十分配慮するとともに、年次報告においては引き上げ理由を明示し、必要に応じて一般的な調査及び公表の制度を活用すること

等、十二項目にわたつております。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十三分散会

出席國務大臣

文部大臣 海部 俊樹君

農林大臣臨時代理 長谷川四郎君
國務大臣 藤田 正明君
國務大臣 藤田 正明君

○明詠を省略した議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

小林 正巳君

補欠

菊池福治郎君

小林 正巳君

農林水産委員

菊池福治郎君

小林 正巳君

一、昨十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

石橋 一弥君

補欠

前田治一郎君

石橋 一弥君

社会労働委員

西田 八郎君

補欠

永末 英一君

西田 八郎君

農林水産委員

角屋堅次郎君

補欠

井上 普方君

井上 普方君

商工委員

前田治一郎君

補欠

西中 清君

春田 重昭君

辞任

石川 要三君

前田治一郎君

春田 重昭君

西中 清君

予算委員

井上 普方君

補欠

河村 勝君

西田 八郎君

辞任

角屋堅次郎君

井上 普方君

西田 八郎君

河村 勝君

決算委員

春田 重昭君

補欠

玉城 栄一君

春田 重昭君

辞任

春田 重昭君

補欠

西中 清君

春田 重昭君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

森山 欽司君

補欠

関谷 勝嗣君

森山 欽司君

一、昨十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

石炭対策特別委員

中川 秀直君

補欠

物価問題等に関する特別委員

野口 幸一君

補欠

佐藤 観樹君

野口 幸一君

(議案提出)

一、去る十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。

刑法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出)

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案(松本忠助君外三名提出)

総務府総務長官、沖繩開発庁長官藤田正明君不

信任決議案(沢田広君外八名提出)

(委員会審査省略要求書受領)

一、去る十一日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
総理府総務長官・沖繩開発庁長官藤田正明君不信任決議案
沢田広君外八名

(議案付託)

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
政治亡命者保護法案(横山利秋君外六名提出、衆法第四〇号)
法務委員会 付託

一、昨十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案(松本忠助君外三名提出、衆法第四二号)
商工委員会 付託

(議案送付)
一、去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案

一、去る十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
政治亡命者保護法案(横山利秋君外六名提出)
一、昨十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案(松本忠助君外三名提出)

(回付議案受領)
一、今十三日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

(議案撤回)
一、去る十一日、議員から次の議案を撤回する旨の申し出があった。
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

昭和五十二年五月十三日 衆議院会議録第二十六号

律の一部を改正する法律案(多賀谷眞稔君外八名提出)
一、昨十二日、次の議案は委員会において撤回を許可した。
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(多賀谷眞稔君外八名提出)

(議案撤回通知)
一、昨十二日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(多賀谷眞稔君外八名提出)

(質問書提出)
一、昨十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
弁護士会及び弁護士に対する登録免許税の不当課税の是正に関する再質問主意書(鈴木強君提出)

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。
よつて国会法第八十三条により回付する。
昭和五十二年五月十三日

参議院議長 河野 謙三
衆議院議長 保利 茂殿

附則
その法律は、公布の日、昭和五十二年四月一日から施行する。
し、改正後の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

訓読を省略した議長(報告)公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律案(参議院回付) 獣医師法の一部を改正する法律案及び同報告書

修正に際する条文を掲げ、(小字及び一は修正)

右の法律は、公布の日、昭和五十二年四月一日から施行する。

その法律は、公布の日、昭和五十二年四月一日から施行する。

その法律は、公布の日、昭和五十二年四月一日から施行する。

その法律は、公布の日、昭和五十二年四月一日から施行する。

その法律は、公布の日、昭和五十二年四月一日から施行する。

その法律は、公布の日、昭和五十二年四月一日から施行する。

その法律は、公布の日、昭和五十二年四月一日から施行する。

その法律は、公布の日、昭和五十二年四月一日から施行する。

その法律は、公布の日、昭和五十二年四月一日から施行する。

その法律は、公布の日、昭和五十二年四月一日から施行する。

その法律は、公布の日、昭和五十二年四月一日から施行する。

その法律は、公布の日、昭和五十二年四月一日から施行する。

獣医師法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和五十二年三月十日
内閣総理大臣 福田 赳夫

獣医師法の一部を改正する法律案(昭和二十四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。
第十二条第一号を次のように改める。
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)において獣医学の正規の課程を修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において獣医学の修士の課程を修了した者

附則第十六項中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。

附則
一 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。
二 この法律の施行の際現に改正前の第十二条各号の一に該当する者は、改正後の第十二条の規定にかかわらず、獣医師国家試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際現に改正前の第十二条各号の一に該当する者
二 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の第十二条第一号の大学に在学し、施行日以後に改正前の同号に規定する要件に該当することとなつた者(施行日以後に改正後の同号の大学に新規に入学してこれを卒業することにより、改正前の同号に規定する要件に該当することとなつた者を除く。)

三 外国の獣医学学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者に関する第十二条第二号の規定の適用については、施行日以後五年間は、同号中「前号に掲げる者」とあるのは、「獣医師法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第...号)による改正前の獣医師法第十二条第一号に掲げる者」とする。

理由
最近における社会経済情勢の変化に対応して、畜産業の発達と公衆衛生の向上を図る見地から、獣医師が具有すべき知識及び技能について、その水準を高め、かつ、これを多様化することが要請されている現状にかんがみ、獣医師国家試験の受験資格を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

獣医師法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、獣医師が具有すべき知識及び技能の水準を高め、かつ、これを多様化することが要請されている現状にかんがみ、獣医師の資質の向上を図るため、獣医師国家試験の受験資格を、大学において獣医学の正規の課程を修めて卒業し、かつ、大学院において獣医学の修士の課程を終了した者に引き上げようとするものである。

二 議案の可決理由
本案は、獣医師の資質の向上を図るための措置として妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十二年五月十一日
農林水産委員長 金子 岩三
衆議院議長 保利 茂殿

附帯決議
獣医師法の一部を改正する法律案に対する政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現

八五九

昭和五十二年五月十三日 衆議院會議録第二十六号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

に努めるべきである。

記

一 六年制獣医学教育の実施に当たつては、学部四年と大学院修士課程二年を通じて効果的な一貫教育が行えるカリキュラムの編成を行うとともに、修士課程の学生定員増に応じ教員組織及び施設設備の整備について必要な措置を講ずること。

二 六年制獣医学教育の内容については、家畜の疾病の予防及び安全な畜産物供給のための飼料等の安全確認についての十分な知識、技能が得られるような内容のものとする。

三 獣医学教育年限の延長に伴い必要となる学費負担の軽減を図るため、奨学金の活用等につき特段の配慮を加えること。

四 六年制獣医師については、その処遇について十分配慮されるよう所要の措置を検討すること。

五 産業動物獣医師については、これを必要とする地域等への誘導、定着化のための対策を一層強化すること。

六 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」の施行に関連し、家畜衛生対策の一層の強化を図ること。

七 今後における魚病対策の重要性にかんがみ、魚病に対する教育内容の充実及び魚病技術者の養成に努めること。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十二年四月十一日

内閣総理大臣 福田 赳夫

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中第三章 事業者団体」を「第三章 事業者団体」に、「第四章 株式の保有、役員兼任、合併及び営業の譲受」を「第四章の二 価格の同調的引上げ」に、「第九章 訴訟」を「第九章の二 雑則」に改める。

第二条第六項の次に次の二項を加える。

この法律において独占的状態とは、同種の商品(当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む。)以下この項において「一定の商品」という。並びにこれと同一機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの(輸出されたものを除く。)の価額(当該商品に直接課される租税の額に相当する額を控除した額とする。)又は国内において供給された同種の役務の価額(当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額を控除した額とする。)の政令で定める最近の一年間における合計額が五百億円を超える場合における当該一定の商品又は役務に係る一定の事業分野において、次の各号に掲げる市場構造及び市場における弊害があることをいう。

一 当該一年間において、一の事業者の市場占拠率(当該一定の商品並びにこれと同一機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたもの(輸出されたものを除く。)又は国内において供給された当該役務の数量(数量によることが適当でない場合にあっては、これらの価額とする。以下この号において同じ。))のうち当該事業者が供給した当該一定の商品並びにこれと同一機能及び効用が著しく類似している他の商品又は役務の数量の占める割合をいう。以下この号において同じ。)が二分の一を超え、又は二の事業者のそれぞれの市場占拠率の合計が四分の三を超えていること。

二 他の事業者が当該事業分野に属する事業を新たに営むことを著しく困難にする事情があること。

三 当該事業者の供給する当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇が著しく、又はその低下がきん少であり、かつ、当該事業者がその期間次のいずれかに該当していること。

イ 当該事業者の属する政令で定める業種における標準的な政令で定める種類の利益率を著しく超える率の利益を得ていること。

ロ 当該事業者の属する事業分野における事業者の標準的な販売費及び一般管理費に比し著しく過大と認められる販売費及び一般管理費を支出していること。

経済事情が変化して国内における生産業者の出荷の状況及び卸売物価に著しい変動が生じたときは、これらの事情を考慮して、前項の金額につき政令で別段の定めをするものとする。

第七条に次の二項を加える。

公正取引委員会は、不当な取引制限につき前項に掲げる措置を命ずる場合において、必要が

あると認めるときは、事業者に対し、当該行為によつて生じた影響を排除するためにとることとなる具体的措置の内容の届出及び当該具体的措置の実施状況の報告を命ずることができ、公正取引委員会は、第三条の規定に違反する行為が既になくなつていない場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為が既になくなつていない旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができ、ただし、当該行為がなくなつた日から当該行為につき勧告又は審判手続が開始されることなく一年を経過したときは、この限りでない。

第二章中第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で、商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間(以下「実行期間」という。)における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三(製造業については百分の四、小売業については百分の二、卸売業については百分の一とする。)を乗じて得た額の二分の一に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が二十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

前項の規定による命令を受けたものは、同項に定める課徴金を納付しなければならぬ。

第一項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第一項に規定する違反行為をした事業者が会社である場合において、当該会社が合併により消滅したときは、当該会社がした違反行為は、合併後存続し、又は合併により設立された会社がした違反行為とみなして、前三項の規定を適用する。

実行期間の終了した日から三年を経過したとき(当該違反行為についての審判手続が開始された場合にあつては、当該審判手続が終了した日から一年を経過したとき(当該一年の経過が当該実行期間の終了した日から三年を経過する日前に到来したときは、当該三年を経過したとき))は、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。ただし、当該違反行為について、第四十八条の二第一項の規定により課徴金を国庫に納付することを命じた後においては、この限りでない。

第八条の二第二項中「前項」を「第一項又は前項において準用する第七條第二項若しくは第三項に改め、「認めるときは」の下に「第八章第二節に規定する手続に従ひ」を、「含む」の下に「第四十八條第一項及び第二項において同じ。」を加え、「同項」を「第一項又は前項において準用する第七條第二項若しくは第三項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

第七條第二項の規定は前條第一項第一号の規定に違反する行為に、第七條第三項の規定は前條第一項第一号、第四号又は第五号の規定に違反する行為に、それぞれ準用する。

第三章中第八條の二の次に次の一条を加える。
第八條の三 第七條の二の規定は、第八條第一項第一号又は第二号(不当な取引制限に該当する事項を内容とする國際的協定又は國際的契約をする場合に限る。)の規定に違反する行為が行われた場合に準用する。この場合において、第七條の二第二項中「事業者が」とあるのは「事業者団体が」と、「事業者に対し」とあるのは「事業者団体の構成事業者(構成事業者が他の事業者の

利益のためにする行為を行うものである場合には、その事業者)に対し」と読み替へるものとする。

第三章の次に次の一章を加える。
第三章の二 独占的地位

第八條の四 独占的地位があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従ひ、事業者に対し、營業の一部の譲渡その他当該商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずることが出来る。ただし、当該措置により、当該事業者につき、その供給する商品若しくは役務の供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に營業の規模が縮小し、經理が不健全になり、又は國際競争力の維持が困難になると認められる場合及び当該商品又は役務について競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる場合は、この限りでない。

公正取引委員会は、前項の措置を命ずるに当たつては、次の各号に掲げる事項に基づき、当該事業者及び関連事業者の事業活動の円滑な遂行並びに当該事業者に雇用されている者の生活の安定について配慮しなければならない。

- 一 資産及び収支その他の經理の状況
- 二 役員及び従業員の状態
- 三 工場、事業場及び事務所の位置その他の立地条件
- 四 事業設備の状況
- 五 特許権、商標権その他の無体財産権の内容及び技術上の特質
- 六 生産、販売等の能力及び状況
- 七 資金、原材料等の取得の能力及び状況
- 八 商品又は役務の供給及び流通の状況
- 九 九條の次に次の一条を加える。

最終の貸借対照表による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額をいい、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日後において商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ二の規定による新株の発行、合併又は社債の株式への転換があつた場合には、これらによる純資産の増加額を加えた額をいう。以下この条において同じ。)が三百億円以上であるものは、その取得し、又は所有する国内の会社の株式の取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額。以下同じ。)の合計額が自己の資本の額に相当する額又は純資産の額に相当する額のいずれか多い額(以下「基準額」という。)を超えることとなる場合には、当該基準額を超えて国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合における当該株式の取得又は所有については、この限りでない。

- 一 政府、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人で政府が資本の全額を出資しているもの若しくはその債務について政府が保証契約をすることが出来るものが出資している国内の会社で、政令で定めるものの株式を取得し、又は所有する場合
- 二 産業の開発及び経済社会の発展に寄与する事業で、多額の資金を必要とし、かつ、通常の方法によつてはその調達に困難なものを営む国内の会社で、政令で定めるものの株式を取得し、又は所有する場合
- 三 専ら次に掲げる事業のうち一又は二以上の事業を営むことを目的とする国内の会社で、その事業活動をその目的に沿つて行うものの株式を取得し、又は所有する場合
- イ 国外における事業(当該事業に密接に関連する事業及びこれに附帯する事業で国内におけるものを含む。)
- ロ 外国の政府又は外国の法人に対する出資又は長期の資金の貸付けの事業(当該事業

に密接に関連する事業及びこれに附帯する事業を含む。以下この号において「投融資事業」という。)

ハ 前号に規定する会社に対する投融資事業
ニ この号に該当する会社に対する投融資事業

- 四 第二号に規定する事業及び前号に規定する投融資事業を営む国内の会社で、政令で定めるものの株式を取得し、又は所有する場合
- 五 自己が現に行う業務の一部を分離して設立する国内の会社の発行済の株式の全部をその設立後直ちに取得し、又は所有する場合。ただし、当該会社の設立の日から二年以内において所有する場合に限る。
- 六 自己と外国の政府、外国の法人又は外国人とが共同して出資することにより設立する国内の会社(第五項において「共同出資会社」という。で、当該共同出資の形態をとることがその事業活動のために特に必要とされるものの株式を取得し、又は所有する場合。ただし、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合に限る。
- 七 現に所有する株式(第一号から第四号まで又は前号の規定に該当する場合における当該所有する株式を除く。)について割り当てられる新株又は当該株式についての利益の配当としての新株を取得し、又は所有する場合。ただし、取得の日から二年以内において所有する場合に限る。
- 八 担保権の行使又は代物弁済の受領により国内の会社の株式を取得し、又は所有する場合。ただし、取得の日から一年(会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第二百六十五條の規定により代物弁済による取得とみなされる株式については、更生手続終結の決定がされた日から一年)以内において所有する場合に限る。

昭和五十二年五月十三日 衆議院會議録第二十六号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 八六一

九 やむを得ない事情により国内の会社の株式を取得し、又は所有する場合。ただし、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ(緊急やむを得ない事情により取得する場合にあつては、取得後遅滞なく)公正取引委員会の承認を受け、当該承認で定められた期間内において所有する場合に限る。

前項に規定する株式会社の基準額が減少したため、その所有する国内の会社の株式(同項各号の規定に該当する場合における当該所有する株式を除く。次項において同じ)の取得価額の合計額が基準額を超えることとなつた場合においては、その超えることとなつた日から五年間における前項の規定の適用については、その取得価額の合計額を基準額とみなす。

前項の期間内に基準額が更に減少した場合においては、同項の期間が経過した日からその減少後五年を経過する日までの間における第一項の規定の適用については、その減少前の基準額又は前項の期間が経過した日において所有する国内の会社の株式の取得価額の合計額のうち、減少額を基準額とみなす。その減少後五年を経過する日までの間に基準額が更に減少した場合も、同様とする。

前二項の規定は、基準額が増加して、これらの規定により基準額とみなされる額以上となつたときは、適用しない。

公正取引委員会は、第一項第六号の認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣及び共同出資会社の営む事業に係る主務大臣に協議しなければならない。

公正取引委員会は、第一項第六号の認可又は同項第九号の承認をしようとするときは、あらかじめ当該認可又は承認に係る株式の取得をしようとする会社の経理につき特別の法律に基づいて勧告又は指示をすることができ、大臣に協議しなければならない。

第一項第三号に該当する会社が同号に該当し

なくなつた場合においては、その該当しなくなつた日から一年間は、当該会社の株式の所有については、同項の規定は、適用しない。

緊急やむを得ない事情により第一項第九号の承認をその取得後受けることとして国内の会社の株式を取得した場合において、その承認が受けられなかつたときは、その承認が受けられなかつた日から一箇月間は、当該株式の所有については、同項の規定は、適用しない。

経済事情が変化して、資本の額が多額であることにおいて上位を占める二百の株式会社(金融業を営むものを除く。以下この項において同じ)の資本の額及び純資産の額が多額であることにおいて上位を占める二百の株式会社の純資産の額に著しい増減を生じたときは、これらの事情を考慮して、第一項の金額につき政令で別段の定めをするものとする。

第十条第二項中「(銀行業、相互銀行業、信託業、保険業、無尽業又は証券業をいう。以下同じ)を削り、「五億円をこえる」を「二十億円を超える」に、株式の有価証券信託において自己を受益者とし、自己が議決権を行使する」を「金銭又は有価証券の信託に係る株式について、自己が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる」に改める。

第十一条第一項中「百分の十をこえて」を「百分の五(保険業を営む会社にあつては、百分の十。次項において同じ)を超えて」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、又は所有する場合。ただし、委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行うことができる場合に限る。

第十一条第二項中「百分の十」を「百分の五」に、

「こえて」を「超えて」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十三条第三項中「五億円をこえる」を「二十億円を超える」に改める。

第十七条の二第二項中「第十条」を「第九条の二」に改める。

第四項の次に次の一章を加える。

第十八条の二 国内において供給された同種の商品(輸出されたものを除く。以下この条において同じ)の価額(当該商品に直接課される租税の額に相当する額を控除した額とする)又は国内において供給された同種の役務の価額(当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額を控除した額とする)の政令で定める一年間における合計額が三百億円を超える場合における当該同種の商品又は役務に係る一定の事業分野につき、供給量(一の事業者が供給する当該同種の商品の数量をいい、数量によることが適当でない場合にあつては、その価額とする。以下この条において同じ)が多いことにおいて上位を占める三の事業者の供給量を合計した量の国内において供給された当該同種の商品又は役務の供給量を合計した量(以下「供給量」という。)に対する割合が十分の七を超える場合において、最も供給量が多い事業者を含む二以上の主要事業者(その供給量の供給量に対する割合が十分の二以上であつて、供給量が多いことにおいて上位を占める五の事業者をいう。以下この条において同じ)が当該同種の商品又は役務の取引の基準として用いる価格について、三箇月以内に、同一又は近似の額又は率の引上げをしたときは、公正取引委員会は、これらの主要事業者に対して、当該価格の引上げの理由について報告を求めることができる。ただし、商品又は役務の価格が当該事業者の営む事業に係る主務大臣の認可、承認又は届出に係る場合(届出に係る

場合にあつては、主務大臣が価格の変更を命ずることができる場合に限る。)における価格の引上げについては、この限りでない。

経済事情が変化して国内における生産業者の出荷の状況及び卸売物価に著しい変動が生じたときは、これらの事情を考慮して、前項の金額につき政令で別段の定めをするものとする。

第二十条中「差止め」を「差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置」に改め、同条に次の一項を加える。

第七条第三項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

第二十六条第一項中「第四十八条第三項」を「第四十八条第四項」に、「又は第五十四条」を「若しくは第五十四条の規定による審決が確定した後、又はこれらの規定による審決がされなかつた場合にあつては、第五十四条の二第一項」に改める。

第三十四条の次に次の一項を加える。

委員長が故障のある場合の第一項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

第三十五条の三中「左の」を「次の」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 審決の執行及び課徴金の徴収に関すること。

第三十五条の四中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「経済実態」の下に「(独占的狀態に係るものを含む。)」を加え、同条第二号中「認可」の下に「承認」を、「関すること」の下に「(他の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第三十五条の五中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「違反事件」を「事件」に改め、同条第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 課徴金の納付命令に関すること。

第四十四条第一項に後段として次のように加える。

この場合においては、第十八条の二第一項の規定により求めた報告の概要を示すものとす

る。第四十五条第三項中「事実」の下に「又は独占的状態に該当する事実」を加え、「以下」を「もつて」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項の規定による報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面での具体的な事実を指示してされた場合において、当該報告に係る事件について、適当な措置をとり、又は措置をとらないこととしたときは、公正取引委員会は、速やかに、その旨を当該報告をした者に通知しなければならない。

第四十五条の次に次の一条を加える。

第四十五条の二 公正取引委員会は、独占的状态に該当する事実があると思料する場合において、前条第四項の措置をとることとしたときは、その旨を当該事業者の営む事業に係る主務大臣に通知しなければならない。

前項の通知があつた場合には、当該主務大臣は、公正取引委員会に対し、独占的状态の有無及び第八條の四第一項ただし書に規定する競争を回復するに足りると認められる他の措置に関し意見を述べることが出来る。

第四十六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第四号中「臨検して」を「立ち入り」に改め、同条第三項中「臨検検査」を「立入検査」に、「証拠を携帯させなければならない」を「身分を示す証明書を携帯させ、関係者に提示させなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の規定による処分の特権は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十八条第一項中「第九條第一項若しくは第二項の下に」第九條の二第一項を、「当該違反行為をしていないもの」の下に「当該違反行為が第八條に係るものであるときは、当該事業者団体の役員及び管理人並びにその構成事業者を含む。」に

を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

公正取引委員会は、第三條、第八條第一項第一号、第四号若しくは第五号又は第九條の規定に違反する行為が既になくなつていないと認められる場合において、特に必要があるとき認めるときは、当該違反行為を行つたもの（当該違反行為が第八條第一項第一号、第四号又は第五号に係るものであるときは、当該事業者団体の役員及び管理人並びにその構成事業者を含む。）に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

第四十八条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二 公正取引委員会は、第七條の二第一項（第八條の三において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する事実があるとき認められる場合には、事業者又は事業者団体の構成事業者（構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合には、その事業者。以下この条において同じ。）に対し、第七條の二第一項に定める課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該違反行為について審判手続が開始された場合には、審判手続が終了した後でなければ命じることができない。

前項の規定による命令（以下「納付命令」という。）は、納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎、課徴金に係る違反行為並びに納期限を記載した課徴金納付命令書の謄本を送達して行

う。前項の課徴金の納期限は、課徴金納付命令書の謄本を送達した日から二箇月後に定めなければならない。

公正取引委員会は、納付命令をしようとするときは、当該事業者又は事業者団体の構成事業者に対し、あらかじめ、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

納付命令に不服があるものは、公正取引委員会規則で定めるところにより、課徴金納付命令書の謄本が到達した日から三十日以内に、公正取引委員会に対し、当該事件について、審判手続の開始を請求することができる。

納付命令は、前項に規定する期間を経過した後は、第二十六条の規定の適用については、当該違反行為について前条第四項、第五十三条の三又は第五十四条の規定による審決がされた場合を除き、確定した審決とみなす。

第四十九条中「前条第一項の場合」を「第四十八条第一項若しくは第二項に規定する場合又は独占的状态があると認められる場合（第八條の四第一項ただし書に規定する場合を除く。第五十四条第一項において同じ。）」に改め、同条に次の三項を加える。

前条第五項の規定による請求があつた場合においては、公正取引委員会は、当該請求を不適法として審決をもつて却下する場合を除き、遅滞なく、当該請求に係る事件について審判手続を開始しなければならない。

前項の規定により審判手続が開始された場合においては、当該事件に係る納付命令は、その効力を失う。

公正取引委員会は、第八條の四第一項に係る事件について審判手続を開始しようとするときは、当該事業者の営む事業に係る主務大臣に協議しなければならない。

第五十条第二項を次のように改める。

審判手続は、第七條第一項、第二項（第八條の二第二項において準用する場合を含む。若しくは第三項（第八條の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第八條の二第一項若しくは第三項、第八條の四第一項、第十七條の二若しくは第二十条第一項に規定する措置（第五十二条第一項において「排除等の措置」という。）を命じようとするもの又は第四十条八條の二第五項の規定による請求をしたもの

（以下「被審人」という。）に審判開始決定書の謄本を送達することにより、開始する。

第五十一条の次に次のただし書を加える。ただし、当該事件について審査官の職務を行つたことのある者その他当該事件の審査に関与したところのある者については、この限りでない。

第五十二条第一項中「第七條、第八條の二、第十七條の二又は第二十條の規定による措置」を「排除等の措置又は第七條の二第一項（第八條の三において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付」に、「且つ」を「かつ」に、「臨検して」を「立ち入り」に改める。

第五十二条の二中「前条第二項の」を「その」に改め、同条を第五十二条の三とし、第五十二条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二 公正取引委員会は、審査官又は被審人若しくはその代理人から申出のあつた証拠を採用しないときは、その理由を示さなければならない。

第五十三条の二に次の一条を加える。

第五十三条の二の二 公正取引委員会は、第五十一条の二の規定により審判官に審判手続の一部を行わせた場合において、被審人又はその代理人の申出があるときは、これらの者が直接公正取引委員会に対し陳述する機会を与えなければならない。ただし、第四十九条第二項の規定により審判手続が開始された事件であつて、当該事件に係る違反行為について第四十八条第四項、次条又は第五十四条の規定による審決がされてい

るものについては、この限りでない。第五十三条の三中「以て申し出て、且つ、当該違反行為を排除するために自ら採るべき具体的な措置」を「もつて申し出て、かつ、当該違反行為及び当該違反行為によつて生じた影響を排除し、若しくは当該違反行為が排除されたことを確保し、又は独占的状态に係る商品若しくは役員について競争を回復させるために自らとるべき具体的な措置」

に改める。

第五十四条第一項中「第九條第一項若しくは第二項の下に、第九條の二第一項を加え、又は第十九條を若しくは第十九條に改め、認める場合の下に、又は独占的狀態があると認める場合」を加え、「第七條、第八條の二を、第七條第一項若しくは第二項(第八條の二第二項において準用する場合を含む。)、第八條の二第一項若しくは第三項に、又は第二十條を若しくは第二十條第一項又は第八條の四第一項に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「規定する行為」の下に「又は独占的狀態に該当する事実」を加え、「場合及び」を「場合」に、且つ、既に当該行為がなくなつてゐると認める場合を、かつ、既に当該行為若しくは独占的狀態に該当する事実がなくなつてゐると認める場合(前項の規定により審決をする場合を除く。)、又は独占的狀態に該当する事実があつて第八條の四第一項ただし書に該当すると認める場合」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

公正取引委員会は、審判手続を経た後、第三條、第八條第一項第一号、第四号若しくは第五号又は第十九條の規定に違反する行為が既になくなつてゐると認める場合において、特に必要があるとき、審決をもつて、被審人に対し、第七條第三項(第八條の二第二項及び第二十條第二項において準用する場合を含む。))に規定する措置を命じなければならぬ。

第五十四条の次に次の二條を加える。
第五十四条の二 公正取引委員会は、審判手続を経た後、第七條の二第一項(第八條の三において準用する場合を含む。))に規定する事実があるとき、審決をもつて、被審人に対し、当該違反行為に係る課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。
第四十八條の二第三項の規定は、前項の審決に準用する。
第五十四條の三 前二條の審決においては、被審

人が争わぬ事実及び公知の事実を除き、審判手続において取り調べた証拠によつて事実を認定しなければならぬ。

第五十五條第二項中「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

第八條の四第一項の措置を命ずる審決をするには、前項において準用する第三十四條第二項の規定にかかわらず、三人以上の意見が一致しなればならぬ。

第五十七條第一項中「適用」の下に「並びに第五十四條の二第一項の審決にあつては、課徴金の計算の基礎」を加える。

第五十八條に次の一項を加える。
第八條の四第一項の措置を命ずる審決は、確定しなければ執行することができない。

第六十二條第一項中「第一項の下に」又は「第二項」を加え、「以て」をもつて、「差止」を「差止め」に改める。

第六十四條中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条の次に次の一項を加える。

第六十四條の二 公正取引委員会は、課徴金をその納期限までに納付しないものがあるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなればならぬ。

公正取引委員会は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

公正取引委員会は、第一項の規定による督促を受けたものがその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

前項の規定による徴収金の先取特権の順位

は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時刻については、国税の例による。

第六十五條第一項中「第十一條第一項」を「第九條の二第一項第六号、第十一條第一項」に、「又は第二十四條の四第二項の規定による認可を若しくは第二十四條の四第二項の認可又は第九條の二第一項第九号の承認」に、「以て」をもつて「に改め、同条第二項中「認可」の下に「又は承認」を加える。

第六十六條第一項中「認可」の下に「又は承認」を加え、「以て」をもつて「に改める。

第六十七條第一項中「第九條第一項若しくは第二項の下に、第九條の二第一項」を加え、「疑を」に改める。

第六十九條中「又は」の下に「課徴金納付命令書若しくは」を加える。

第七十一條中「第二條第七項」を「第二條第九項」に、「聞き、且つ」を「聴き、かつ」に改める。

第七十二條中「第二條第七項」を「第二條第九項」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第七十二條の二 公正取引委員会は、第八條の四第一項に係る事件について審判手続を開始しようとするときは、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない。

第七十六條中「認可申請」を「認可又は承認の申請」に改める。

第七十七條第一項中「三十日」の下に「(第八條の四第一項の措置を命ずる審決については、三箇月)」を加える。

第八十一條第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

当事者は、裁判所に対し、当該事件に関係のある新しい証拠の申出をすることができる。ただし、公正取引委員会が認定した事実に関する証拠の申出は、次の各号の一に該当することを理由とするものであることを要する。
第八十一條第一項第二号中「且つ」を「かつ」に、「過失を」重大な過失」に改め、同条第二項中「前項

各号に掲げる場合においては「を」前項ただし書に規定する証拠の申出については「に、その事由を明かに」を「同項各号の一に該当する事実を明らかに」に改め、同条第三項中「第一項の規定によるあたらしい証拠」を「第一項ただし書に規定する証拠の申出に理由があり、当該証拠」に改める。

第九章の二 雜則
第八十八條の三 この法律に基づき、政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八十九條第一項中「左の」を「次の」に、「五十万円」を「五百万円」に改める。

第九十條中「左の」を「次の」に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同条第三号中「第四十八條第三項」を「第四十八條第四項」に、「第五十四條第一項」を「第五十四條第一項若しくは第二項」に改める。

第九十一條中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第六号中「第十七條」を「前各号に掲げる規定による禁止又は制限につき第十七條」に改め、同条を同条第七号とし、同条第二号から同条第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第九條の二第一項の規定に違反して株式を取得し、又は所有した者

第九十一條の二中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 第十八條の二第一項の規定による処分に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第九十三條中「五万円」を「十万円」に改める。

第九十四條中「一万円」を「二十万円」に改める。

第九十四條の二中「左の」を「次の」に、「五千円」を「二十万円」に改める。

第九十五条第一項中「第九十一条第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号」を「第九十一条(第五号を除く。）」に、「外」を「ほか」に改め、同条第二項中「第九十一条第一号若しくは第五号」を「第九十一条第一号、第六号若しくは第七号(第一号又は第六号に係る部分に限る。）」に、「第二号若しくは第五号」を「第二号、第五号若しくは第九号」に、「外」を「ほか」に改める。

第九十五条の三を第九十五条の四とし、第九十五条の二第一項中「第九十条第一号若しくは第二号」を「第九十条」に改め、同条を第九十五条の三とし、第九十五条の次に次の一条を加える。

第九十五条の二 第八十九条第一項第一号、第九十条第一号若しくは第三号又は第九十一条(第九号を除く。)の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人(第九十条第一号又は第三号の違反があつた場合における当該法人で事業者団体に該当するものを除く。)の代表者に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第九十七条中「第四十八条第三項」を「第四十八条第四項」に、「第五十四条第一項」を「第五十四条第一項若しくは第二項」に、「五万円」を「五十万円」に、「但し」を「ただし」に改める。

第九十八条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第九十九条「第九条」の下に、「第九条の二」を加え、「第十二条」を削る。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置) 第二条 改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という。)の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正

後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という。)の規定によつてしたものとみなす。

第三条 新法第七條第三項(新法第八條の二第二項及び第二十條第二項において準用する場合を含む。)及び新法第七條の二第二項(新法第八條の三において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に既になくなつて行つていない行為には、適用しない。

2 施行日前に開始され、施行日以後に終わつた行為に対する新法第七條の二第二項(新法第八條の三において準用する場合を含む。)の規定の適用については、施行日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間を履行期間とみなす。

第四条 新法第九條の二第一項第五号、第六号、第八号及び第九号の規定は、同項の規定の適用を受ける株式会社(昭和五十二年一月一日から施行日の前日までの間に取得した株式についても適用する。この場合において、施行日以前同項の規定の適用を受ける株式会社については、同項第六号及び第九号の規定の適用については、同項第六号中「あらかじめ」とあり、及び同項第九号中「あらかじめ(緊急やむを得ない事情により取得する場合にあつては、取得後遅滞なく)」とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第 号)の施行後遅滞なく」とする。

第五条 新法第九條の二第一項に規定する株式会社につき、第一号に掲げる額が施行日における基準額(同項に規定する基準額をいう。以下同じ。)を超えている場合においては、施行日から十年間は、次に掲げる額のいずれか少ない額(以下「特例基準額」という。)を基準額とみなして、同項の規定を適用する。ただし、特例基準額が基準額以下であるとき、又は基準額が増加して特例基準額以上となつたときは、この限りでない。

一 施行日に所有する国内の会社(新法第九條の二第一項第一号から第四号までに規定する国内の会社を除く。以下この項及び附則第七條第一項において同じ。)の株式(新法第九條の二第一項第五号、第六号、第八号又は第九号の規定に該当する場合における当該所有する株式を除く。附則第七條第一項において同じ。)の取得価額(新法第九條の二第一項に規定する取得価額をいう。以下同じ。)の合計額

二 昭和五十一年十二月三十一日に所有していた国内の会社の株式の取得価額(同日の翌日から施行日の前日までに、当該株式について割り当てられる新株を取得し、又は当該株式についての利益の配当としての新株を取得した場合においては、当該新株の取得価額を含み、当該株式会社がその間に行われた合併に係るものである場合においては、当該合併により消滅した会社が昭和五十一年十二月三十一日に所有していた国内の会社の株式の取得価額を含む。附則第七條第一項第一号ロ及び第二号ロにおいて同じ。)の合計額

2 新法第九條の二第一項に規定する株式会社に つき、前項第一号に掲げる額が特例基準額(同項ただし書に該当する場合にあつては、基準額)を超えている場合においては、施行日から一年間は、同項の規定にかかわらず、同号に掲げる額を基準額とみなして、同条第一項の規定を適用する。

第六条 前条の規定は、施行日後に新法第九條の二第一項の規定の適用を受けることとなつた株式会社(合併によつて同項の規定の適用を受けることとなつたものを除く。)について準用する。この場合において、前条第一項中「施行日に」とあるのは、新法第九條の二第一項の規定の適用を受けることとなつた日に、「その間」とあるのは、「昭和五十二年一月一日から新法第九條の二第一項の規定の適用を受けることとなつた日の前日までの間」と、同条第二項中「施行

日」とあるのは、「同条第一項の規定の適用を受けることとなつた日」と読み替へるものとする。

第七条 施行日から十年を経過する日までの間に会社の合併が行われた場合において、合併後存続し、又は合併により設立された株式会社(新法第九條の二第一項に規定する株式会社であり、かつ、基準額を超えて国内の会社の株式を所有することとなるときは、合併の時以後施行日から十年を経過する日までの間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を基準額とみなして、新法第九條の二第一項の規定を適用する。ただし、基準額が増加して基準額とみなされる額以上となつたときは、この限りでない。

一 合併後存続する株式会社 次に掲げる額のいずれか少ない額
イ 合併の時その株式会社及び当該合併により消滅した会社がそれぞれ所有していた国内の会社の株式の取得価額の合計額(昭和五十一年十二月三十一日にその株式会社が所有していた国内の会社の株式の取得価額の合計額)の和
ロ 昭和五十一年十二月三十一日に当該合併により消滅した会社がそれぞれ所有していた国内の会社の株式の取得価額の合計額の和
二 合併により設立された株式会社 次に掲げる額のいずれか少ない額
イ 合併の時当該合併により消滅した会社がそれぞれ所有していた国内の会社の株式の取得価額の合計額(昭和五十一年十二月三十一日にその株式会社が所有していた国内の会社の株式の取得価額の合計額)の和
ロ 昭和五十一年十二月三十一日に当該合併により消滅した会社がそれぞれ所有していた国内の会社の株式の取得価額の合計額の和

日)とあるのは、「同条第一項の規定の適用を受けることとなつた日」と読み替へるものとする。

二 前項の場合において、基準額とみなされる額が同項第一号又は第二号ロに掲げる額であるときは、当該合併の日から起算して一年を経過する日までの間は、それぞれ同項第一号イ又は第二号イに掲げる額を基準額とみなして、新法

日)とあるのは、「同条第一項の規定の適用を受けることとなつた日」と読み替へるものとする。

二 前項の場合において、基準額とみなされる額が同項第一号又は第二号ロに掲げる額であるときは、当該合併の日から起算して一年を経過する日までの間は、それぞれ同項第一号イ又は第二号イに掲げる額を基準額とみなして、新法

日)とあるのは、「同条第一項の規定の適用を受けることとなつた日」と読み替へるものとする。

二 前項の場合において、基準額とみなされる額が同項第一号又は第二号ロに掲げる額であるときは、当該合併の日から起算して一年を経過する日までの間は、それぞれ同項第一号イ又は第二号イに掲げる額を基準額とみなして、新法

昭和五十二年五月十三日 衆議院會議録第二十六号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第九條の二第一項の規定を適用する。

第八條 金融業を営む会社(新法第十一條第一項に規定する金融業を営む会社で保険業を営む会社以外のものをい、以下「金融会社」といふ)が施行日に国内の会社の株式(同項第三号に規定する場合における当該所有する株式を除く。以下この条において同じ)をその発行済の株式の総数の百分の五(以下「基準株式数」といふ)を超えて所有している場合(当該国内の会社の発行済の株式の総数の百分の十を超えて所有している場合にあつては、旧法第十一條第一項ただし書若しくは同条第二項の認可を受け、又は同条第一項第一号若しくは第二号の一に該当して所有している場合に限る)におけるその金融会社による当該国内の会社の株式の取得又は所有については、施行日から十年間は、次に掲げる株式の数のいずれか少ない数(以下「特例基準株式数」といふ)を基準株式数とみなして、新法第十一條の規定を適用する。ただし、特例基準株式数が基準株式数以下であるとき、又は基準株式数が増加して特例基準株式数以上となつたときは、この限りでない。

一 施行日に所有する当該国内の会社の株式の数

二 昭和五十一年十二月三十一日に所有していた当該国内の会社の株式の数

三 施行日における当該国内の会社の発行済の株式の総数の百分の十

2 前項第二号に規定する株式につき、昭和五十二年一月一日から施行日の前日までの間に、次の各号に掲げる事由が生じたときは、昭和五十一年十二月三十一日に所有していた当該国内の会社の株式の数に、それぞれ当該各号に定める株式の数を加えた数(第四号に掲げる事由が生じたときは、同号に定める株式の数を減じた数)を同項第二号に掲げる株式の数とみなす。

一 株式の分割があつたとき 同日に所有していた株式の分割により増加した株式の数

二 新株の発行又は株式による利益の配当があつたとき 同日に所有していた株式について割り当てられた新株又は利益の配当として取得した新株の数

三 当該国内の会社が合併して存続するとき 同日に所有していた合併により消滅した会社の株式について割り当てられた当該存続する会社の株式の数

四 株式の併合又は消却があつたとき 同日に所有していた株式の併合又は消却により減少した株式の数

3 昭和五十二年一月一日から施行日の前日までの間に合併により設立された国内の会社に係る第一項の規定の適用については、昭和五十一年十二月三十一日に所有していた当該合併により消滅した会社の株式について割り当てられた当該合併により設立された会社の株式の数の和を同項第二号に掲げる株式の数とみなす。

4 昭和五十二年一月一日から施行日の前日までの間に国内の会社の合併が行われ、合併した会社の一方が存続する場合において、第一項の規定の適用を受ける金融会社が昭和五十一年十二月三十一日に当該合併後存続する会社の株式を所有していなかつたときは、同日に所有していた当該合併により消滅した会社の株式について割り当てられた当該合併後存続する会社の株式の数を同項第二号に掲げる株式の数とみなす。

5 金融会社が施行日に所有する国内の会社の株式の数が特例基準株式数(第一項ただし書に該当する場合にあつては、基準株式数)を超えている場合(同項第三号に掲げる株式の数が特例基準株式数となる場合を除く)においては、施行日から一年間は、施行日に所有する株式の数を基準株式数とみなして、新法第十一條の規定を適用する。この場合においては、第七項の規定を準用する。

6 第一項の規定により同項第三号に掲げる株式

の数を特例基準株式数とする金融会社の施行日に所有する株式に旧法第十一條第一項第一号又は第二号に該当して所有するものがある場合においては、当該株式の取得の日を当該国内の会社の株式を基準株式数を超えて所有することとなつた日とみなして、新法第十一條第二項の規定を適用する。

7 金融会社の所有する国内の会社の株式で第一項の規定の適用を受けるものについて、施行日以後に第二項各号に掲げる事由が生じたときは、特例基準株式数に、同項の規定の例により加減した株式の数を特例基準株式数とみなす。ただし、同項第二号の規定の適用により加算される株式(準備金の資本への組入れにより無償で割り当てられた新株を除く)については、取得の日から二年以内において所有する場合に限る。

8 金融会社の所有する国内の会社の株式で第一項の規定の適用を受けるものを発行する国内の会社が合併により消滅した場合において、その金融会社が次の各号に掲げる国内の会社の株式を基準株式数を超えて所有することとなるときは、当該国内の会社の株式について、それぞれ当該各号に定める株式の数を特例基準株式数とみなす。ただし、当該合併後存続する会社の株式について前項の規定の適用があるときは、この限りでない。

一 当該合併後存続する会社 合併の時に所有していたその会社の株式の数に合併の時に所有していた当該合併により消滅した会社の株式について割り当てられた当該合併後存続する会社の株式の数を加えた数

二 当該合併により設立された会社 合併の時に所有していた当該合併により消滅した会社の株式について割り当てられた当該合併により設立された会社の株式の数の和

第九條 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八八条中「から第六十一條まで」を、「第四十六條、第四十七條、第四十八條第一項、第三項及び第四項、第四十九條第一項、第五十條から第五十三條の三まで、第五十四條第一項及び第三項、第五十四條の三、第五十五條第一項及び第二項、第五十六條、第五十七條、第五十八條第一項、第五十九條から第六十一條まで」に、「及び」を「並びに」に改める。

(会社更生法の一部改正)

第十一條 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二百六十五條中「第十一條」を「第九條の二(大規模会社の株式保有の制限)及び第十一條」に改める。

(小売商業調整特別措置法の一部改正)

第十二條 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「第二條第七項」を「第二條第九項」に改める。

(中小企業投資育成株式会社法の一部改正)

第十三條 中小企業投資育成株式会社法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十六條の次に次の一條を加える。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十六條の二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九條の二の規定は、第八條第一項第一号又は第二号に規定する事業としての株式の保有については、適用しない。

(所得税法の一部改正)

第十四條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定による課徴金及び延滞金

(法人税法の一部改正)

第十五条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項に次の一号を加える。

七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定による課徴金及び延滞金

理由

最近における経済情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、不当な取引制限等について課徴金の納付を命ずる制度及び独占の状態が生じた場合における競争回復のための措置に関する制度を新設するほか、会社の株式の保有の制限、違反行為に対する排除措置等を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における経済情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、不当な取引制限等について課徴金の納付を命ずる制度及び独占の状態が生じた場合における競争回復のための措置に関する制度を新設するほか、会社の株式の保有の制限、違反行為に対する排除措置等を強化する措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 不当な取引制限等に対する課徴金

(1) 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的

な協定等で、商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することにより対価に影響があるものをしたときは、公正取引委員会は、事業者に対し、当該行為の実行期間における当該商品又は役務の売上額に百分の三(製造業については百分の四、小売業については百分の二、卸売業については百分の一)を乗じて得た額の二分の一相当額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならぬ。ただし、その額が二十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(2) 実行期間の終了した日から三年を経過したとき(当該違反行為についての審判手続が開示された場合にあつては、当該審判手続が終了した日から一年を経過したとき)は、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

(3) 事業者団体の不当な取引制限等の場合は、当該事業者団体の構成事業者に対し、課徴金を国庫に納付することを命じなければならぬ。

(4) 課徴金の納付命令、徴収についての必要な手続等を定める。

2 不当な取引制限等に対する排除措置

(1) 公正取引委員会は、不当な取引制限につき排除措置を命ずる場合において、必要があるとき、事業者に対し、当該行為によつて生じた影響を排除するためにとることとなる具体的措置の内容の届出及び当該具体的措置の実施状況の報告を命ずることができ、

(2) 事業者団体による競争の実質的制限につき排除措置を命ずる場合においても、同様とする。

3 既往の違反行為に対する措置

(1) 公正取引委員会は、私的独占又は不当な取引制限若しくは不正な取引方法が既になくなつていない場合においても、特に必要があるとき、事業者に対し、当該行為が既になくなつていない旨の周知措置その他必要な措置を命ずることができ、

ただし、当該行為がなくなつた日から勸告又は審判手続が開始されることなく一年を経過したときは、この限りでない。

(2) 事業者団体による競争の実質的制限等が既になくなつていない場合においても、同様とする。

4 独占的状态に対する措置

(1) 独占的状态とは、同種の商品(当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することのできる商品を含む。以下「一定の商品」という。)並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたものを(輸出されたものを除く)の価額又は国内において供給された同種の役務の価額の最近の一年間における合計額が五百億円を超える場合における当該一定の商品又は役務に係る一定の事業分野において次に掲げる市場構造及び市場における弊害があることをいう。

① 当該一年間において、一の事業者の市場占換率(当該一定の商品並びにこれとその機能及びその効用が著しく類似している他の商品で国内において供給されたものを(輸出されたものを除く)又は国内において供給された当該役務の数量(数量による)が適当でないときは、価額とする。以下同じ)のうち当該事業者が供給した当該一定の商品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似している他の商品又は役務の数量の占める割合)が二分の一を超え、又は二の事業者のそれ

それの市場占換率の合計が四分の三を超えていること。

② 他の事業者が当該事業分野に属する事業を新たに営むことを著しく困難にする事情があること。

③ 当該事業者の供給する当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇が著しく、又はその低下がきん少であり、かつ、当該事業者がその期間次のいずれかに該当していること。

イ 当該事業者の属する業種における標準的な政令で定める種類の利益率を著しく超える率の利益を得ていること。

ロ 当該事業者の属する事業分野における事業者の標準的な販売費及び一般管理費に比し著しく過大と認められる販売費及び一般管理費を支出していること。

(2) 経済事情が変化して国内における生産業者の出荷の状況及び卸売物価に著しい変動が生じたときは、これらの事情を考慮して、(1)の金額(五百億円)につき政令で別段の定めをするものとする。

(3) 独占的状态があるときは、公正取引委員会は、事業者に対し、営業の一部の譲渡その他当該商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずることができ、ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該措置を命ずることができない。

① 当該措置により、当該事業者につき、その供給する商品又は役務の供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し、経営が不健全になり、又は国際競争力の維持が困難になると認められる場合

② 当該商品又は役務について競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる場合

(4) (3)の措置を命ずるに当たつては、次に掲げる事項に基づき、当該事業者及び関連事業者の事業活動の円滑な遂行並びに当該事業者が雇用されている者の生活の安定について配慮しなければならない。

- ① 資産及び収支その他の経理の状況
- ② 役員及び従業員の状態
- ③ 工場、事業場及び事務所の位置その他の立地条件
- ④ 事業設備の状況
- ⑤ 特許権、商標権その他の無体財産権の内容及び技術上の特質
- ⑥ 生産、販売等の能力及び状況
- ⑦ 資金、原材料等の取得の能力及び状況
- ⑧ 商品又は役務の供給及び流通の状況

(5) 公正取引委員会は、独占的狀態に該当する事実があると認料する場合において、職権をもつて適当な措置をとることとしたときは、その旨を当該事業者の営む事業に係る主務大臣に通知しなければならない。当該通知があつた場合には、当該主務大臣は、公正取引委員会に対し、独占的狀態の有無及び競争を回復するに足りると認められる他の措置に関し意見を述べることが出来る。

(6) 公正取引委員会は、(3)の措置を命じようとするときは、次の手続を経なければならない。

- ① 当該措置に係る審判手続を開始する前に主務大臣に協議すること。
- ② 当該措置に係る審判手続を開始する前に公聴会を開いて一般の意見を求めること。
- ③ (3)の措置を命ずる審決をするには、公正取引委員会の委員長及び委員のうち、三人以上の意見が一致しなければならないこと。

(7) 当該審決は確定するまで執行できないこと、当該審決の取消訴訟の出訴期間を三箇月とすること等手続規定を整備するほか、経済部の所掌事務の事業活動及び経済実態の調査には独占的狀態に係るものを含むこととする。

5 価格の同調的引上げに関する報告の徴収等

(1) 国内において供給された同種の商品(輸出されたものを除く。以下同じ。)の価額又は国内において供給された同種の役務の価額の一年間における合計額が三百億円を超える場合における当該同種の商品又は役務に係る一定の事業分野につき、供給量(一の事業者が供給する当該同種の商品又は役務の数量をいい、数量によることが適当でない場合にあつては、その価額とする。以下同じ。)が多いことにおいて上位を占める

三の事業者の供給量を合計した量の国内において供給された当該同種の商品又は役務の総供給量に対する割合が十分の七を超える場合において、最も供給量が多い事業者を含む二以上の主要事業者(その供給量の総供給量に対する割合が二十分の一以上であつて、供給量が多いことにおいて上位を占める五の事業者をいう。以下同じ。)が当該同種の商品又は役務の取引の基準として用いる価格について、三箇月以内に、同一又は近似の額又は率の引上げをしたとき(当該価格が認可等に係るものであるときを除く。)は、公正取引委員会は、これらの主要事業者に対し、当該価格の引上げの理由について報告を求めることができる。

(2) 経済事情が変化して国内における生産業者の出荷の状況及び卸売物価に著しい変動が生じたときは、これらの事情を考慮して、(1)の金額(三百億円)につき政令で別段の定めをするものとする。

(3) 公正取引委員会は、業務の施行状況を固めに報告する際、(1)による主要事業者からの報告の概要を示すものとする。

6

(1) 金融業以外の事業を営む株式会社であつて、資本の額が百億円以上又は純資産の額(最終の貸借対照表による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額をい

(2) 次に掲げる株式は、(1)の制限の対象から除外するものとする。

- ① 政府、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人で政府が資本を全額出資しているもの若しくはその債務について政府が保証契約をすることが出来るものが出資している会社で、政令で定めるものの株式
- ② 産業の開発及び経済社会の発展に寄与する事業で、多額の資金を必要とし、かつ、通常の方法によつてはその調達が困難なものを営む会社で、政令で定めるものの株式
- ③ 専ら次の事業のうち一又は二以上の事業を営むことを目的とする会社で、その事業活動をその目的に沿つて行うものの株式
 - イ 国外における事業(当該事業に密接に関連する国内事業及びその附帯事業を含む。以下同じ。)
 - ロ 外国法人等に対する出資又は長期の資金の貸付けの事業(当該事業に密接

い、増資等による純資産の増加額を加えた額をいう。)が三百億円以上であるものは、自己の資本の額又は純資産の額のいずれが多い額(以下「基準額」という。)を超えて国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

に関連する事業及びその附帯事業を含む。以下「投融資事業」という。

ハ ②に該当する会社に対する投融資事業

ニ ③に該当する会社に対する投融資事業

④ ②の事業及び③の投融資事業を営む会社で、政令で定めるものの株式

⑤ 自己が現に行う業務の一部を分離して設立する会社で、その発行済の株式の全部をその設立後直ちに取得し、又は所有するものの株式で、設立後二年以内のもの

⑥ 外国法人等と共同出資して設立する会社で、当該共同出資の形態をとることがその事業活動のために特に必要とされるものの株式で、公正取引委員会の認可を受けたもの

⑦ 株主割当又は株式配当により取得し、又は所有する新株で、取得の日から二年以内のもの

⑧ 担保権の行使又は代物弁済の受領により取得し、又は所有する株式で、取得の日から一年以内のもの

⑨ やむを得ない事情により取得し、又は所有する株式で、公正取引委員会の期限を付した承認を受けたもの

(3) 公正取引委員会は、(2)の⑥の認可をしよ

うとするときは、大蔵大臣及び共同出資会社の営む事業に係る主務大臣に協議し、(2)の⑥の認可又は(2)の⑨の承認をしようとするときは、株式を取得する会社の經理につき特別な法律に基づいて勧告等を行うことができる大臣に協議しなければならない。

(4) 基準額が減少したため、その基準額を超えて株式を所有することとなつた場合には、その超えることとなつた日から五年間を限度として、株式を取得し、又は所有することができるとし、当該五年間において基準額が更に減少した場合においても、同様とする。

(5) (1)の資本の額百億円及び純資産の額三百億円は、上位二百の株式会社の本額及び上位二百の株式会社の純資産の額に著しい増減を生じたときは、これらの事情を考慮して政令で別段の定めをするものとする。

(6) 次のような経過措置を設ける。
① この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において基準額を超えて株式を所有している会社は、施行日から十年間は、施行日において所有する株式の価額は昭和五十一年十二月三十一日において所有する株式の価額のいずれか少ない額(以下「特例基準額」という。)を限度として、株式を所有することができる。

② 施行日において特例基準額を超えて株式を所有している会社は、施行日から一年間は、施行日において所有する株式の価額を限度として、株式を所有することができる。

7 金融会社の株式保有の制限

(1) 保険業以外の金融業を営む会社(以下「金融会社」という。)が国内の会社の株式を保有する場合の限度をその会社の発行済株式総数の百分の十から百分の五に引き下げらる。

(2) 信託については、現行の適用除外の範囲を拡大し、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、又は所有する場合で、委託者又は受益者が議決権を行使する場合、又は受託者に議決権の行使について指図することができる場合は、(1)の制限の対象から除外する。

(3) 次のような経過措置を設ける。
① 施行日において国内の会社の株式をその発行済株式総数の百分の五を超えて所有している金融会社は、施行日から十年間は、施行日において所有する株式の数は昭和五十一年十二月三十一日において所有する株式の数のいずれか少ない数(以下「特例基準株式数」という。)を限度として、その株式を所有することができる。

② 施行日において特例基準株式数を超えて株式を所有しているものは、施行日から一年間は、施行日において所有する株式の数を限度として、その株式を所有することができる。

③ 株主割当又は株式配当により取得し、又は所有する新株については、取得の日から二年間に限り、特例基準株式数を超えて当該株式を所有することができる。

8 不公正な取引方法に対する排除措置
不公正な取引方法に対する排除措置として、現行の当該行為の差止めのほか、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

9 違反事実についての報告者に対する通知
独占禁止法に違反する事実があると思料する者から書面で具体的な事実を摘示して報告がされた場合において、当該報告に係る事件について、適当な措置をとり、又は措置をとらないこととしたときは、公正取引委員会は、速やかに、その旨をその者に通知しなければならない。

10 審判手続及び訴訟に関する規定の整備
(1) 公正取引委員会は、当該事件について審査官の職務を行つたことのある者その他当該事件の審査に関与したことのある審査官に審判手続を行わせてはならない。
(2) 公正取引委員会は、審査官又は被審査人若

昭和五十二年五月十三日 衆議院会議録第二十六号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

八七〇

しくはその代理人から申出のあつた証拠を
採用しないときは、その理由を示さなけれ
ばならない。

(3) 公正取引委員会は、審判官に審判手続の
一部を行わせた場合において、被審人又は
その代理人の申出があるときは、これらの
者が直接公正取引委員会に対し陳述する機
会を与えなければならない。

(4) 審判手続を経た後にする審決において
は、被審人が争わない事実及び公知の事実
を除き、審判手続において取り調べた証拠
によつて事実を認定しなければならない。

(5) 審決取消訴訟において、当事者は、公正
取引委員会が認定した事実に関する新しい
証拠については、審判に際して当該証拠を
提出できなかったことについて重大な過失
がなかつた場合に申出をすることができ
る。

11 罰則

(1) 私的独占、不当な取引制限等に対する罰
金の最高限度額を五百万円に引き上げる等
罰金額を引き上げる。

(2) 私的独占、不当な取引制限等の違反の計
画を知り、その防止に必要な措置を講ぜ
ず、又はその違反行為を知り、その是正に
必要な措置を講じなかつた法人の代表者に
対しても、罰金刑を科する。

(3) その他罰則について所要の整備を行う。

12 その他

事件の処理手続その他について所要の整備
を図る。

13 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を
超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

二 議案の修正議決理由

本案は、最近における経済情勢等にかんが
み、公正かつ自由な競争の促進を図るため、お
おむね有効適切な措置と認めるが、公正取引委
員会が、事業者に対し、違反行為によつて生じ
た影響を排除するためにとることとなる具体的
措置の内容の届出及び当該具体的措置の実施状
況の報告を命ずることができると規定を削除する
必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべ
きものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。
右報告する。

昭和五十二年五月十二日

商工委員長 野呂 恭一

衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

第七条に次の二項を加える。

公正取引委員会は、不当な取引制限につき前
項に掲げる措置を命ずる場合において、必要が

あると認めるときは、事業者に対し、当該行為
によつて生じた影響を排除するためにとること
となる具体的措置の内容の届出及び当該具体的
措置の実施状況の報告を命ずることができると
規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為
が既になくなつていない旨の周知措置その他当該
行為が排除されたことを確保するために必要な
措置を命ずることができると規定する。

公正取引委員会は、第三条の規定に違反する
行為が既になくなつていない場合においても、特
に必要があると認めるときは、第八章第二節に
規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為
が既になくなつていない旨の周知措置その他当該
行為が排除されたことを確保するために必要な
措置を命ずることができると規定する。ただし、当該行為
がなくなつた日から当該行為につき勧告又は審
判手続が開始されることなく一年を経過したと
きは、この限りでない。

第八条の二第二項中「前項」を「第一項又は前項
において準用する第七條第二項若しくは第三項」
に改め、「認めるときは」の下に、「第八章第二節
に規定する手続に従い」を、「含む」の下に「第四
十八條第一項及び第二項において同じ。」を加え、
「同項」を「第一項又は前項において準用する第七
條第二項若しくは第三項」に改め、同条第一項の
次に次の一項を加える。

第七條第二項の規定は前條第一項第一号の規
定に違反する行為に、第七條第三項の規定は前
條第一項第一号、第四号又は第五号の規定に違
反する行為に、それぞれ準用する。
第二十条中「差止」を「差止め、契約棄損の削除
その他当該行為を排除するために必要な措置」に
改め、同条に次の一項を加える。

第七條第三項の規定は、前條の規定に違反す
る行為に準用する。

第五十条第二項を次のように改める。

審判手続は、第七條第一項、第二項(第八條
の二第二項において準用する場合を含む。)若し
くは第三項(第八條の二第二項及び第二十条第
二項において準用する場合を含む。)、第八條の
二第一項若しくは第三項、第八條の四第一項、
第十七條の二若しくは第二十条第一項に規定す
る措置(第五十二条第一項において「排除等の措
置」という。)を命じようとするもの又は第四十
八條の二第五項の規定による請求をしたもの
(以下「被審人」という。)に審判開始決定書の贈
本を送達することにより、開始する。

第五十三條の三中「以て申し出て、且つ、当該
違反行為を排除するために自ら採るべき具体的措
置」をもつて申し出て、かつ、当該違反行為及び
当該違反行為によつて生じた影響を排除し、若し
くは当該違反行為が排除されたことを確保し、又
は独占的狀態に係る商品若しくは役務について競
争を回復させるために自らとるべき具体的措置」
に改める。

第五十四條第一項中「第九條第一項若しくは第
二項」の下に「第九條の二第一項」を加え、又は第
十九條を「若しくは第十九條」に改め、「認める場
合」の下に「又は独占的狀態があると認める場合」
を加え、「第七條、第八條の二」を「第七條第一項

若しくは第二項(第八条の第二項において準用する場合を含む)、第八条の第二項若しくは第三項に、「又は第二十条」を若しくは第二十条第一項又は第八条の四第一項に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「規定する行為の下に」又は独占的狀態に該当する事実を加え、「場合及び」を「場合」、「且つ、既に当該行為がなくなつて」と認める場合を「かつ、既に当該行為若しくは独占的狀態に該当する事実がなくなつて」と認める場合(前項の規定により審決をする場合を除く)又は独占的狀態に該当する事実があつて第八条の四第一項ただし書に該当すると認める場合」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

公正取引委員会は、審判手続を経た後、第三条、第八条第一項第一号、第四号若しくは第五号又は第十九条の規定に違反する行為が既になくなつて」と認める場合において、特に必要があるとき、審決をもつて、被審人に対し、第七条第三項(第八条の第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む)に規定する措置を命じなければならない。

附則

第三条 新法第七条第三項(新法第八条の第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む)及び新法第七条の第二項(新法第八条の三において準用する場合を含む)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前

に既になくなつてゐる行為には、適用しない。
 2 施行日前に開始され、施行日以後に終わつた行為に対する新法第七条の第二項(新法第八条の三において準用する場合を含む)の規定の適用については、施行日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間を履行期間とみなす。

〔別紙〕

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、一般消費者の利益を確保するとともに、企業の活力を高め、国民経済の民主的で健全な発達を図るため、公正かつ自由な競争を促進することが重要であることにかんがみ、独占禁止法の積極的運用を図り、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 経済政策の中における独禁政策と産業政策の位置づけを明確にし、これらの関連に十分配慮しつつ、独占禁止法の運用を図ること。
- 二 不当な取引制限に該当する違反行為の排除に当たっては、適切な措置命令によりその実効を期すること。
- 三 納付された課徴金については、消費者等に還元する方法について検討すること。
- 四 中小企業協同組合のカルテルについては、実情に応じて取り扱うよう十分に配慮すること。
- 五 独占的狀態の定義における事業分野等につい

ては関係者の意見を十分聴取し、早急にガイドラインを作成し公表すること。

六 公正取引委員会は、独占的狀態の排除に際しては、関連する労働組合の意見を十分尊重すること。

七 第八条の四の規定の運用に当たり、特に経済部の調査権の行使については、自由経済体制の下での正当な企業活動を萎縮させることにならないよう十分慎重を期すること。

八 価格の同調的引上げに関する報告の徴収に当たっては、正当な企業活動を阻害することがないよう十分配慮するとともに、年次報告においては引上げ理由を明示し、必要に応じて一般的な調査及び公表の制度を活用すること。

九 寡占産業の実態を明確につかみ、その国民経済的位置づけを明らかにすること。

十 審判及び訴訟手続に関する新たな規定の運用に当たっては、審判手続等の進行に支障を来すことがないよう配慮すること。

十一 企業の集団化等によつて生ずる株式の相互持合い、系列融資、人的結合等についてその実態を把握し、必要な措置を検討すること。

十二 公正取引委員会の機構の拡充及び定員の増加について速やかに必要な措置を講ずること。

昭和五十二年五月十三日 衆議院會議録第二十六号

八七二

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(六外)